

ご利用
ください

確定申告の相談

市役所本庁と各支所で平成27年分所得の申告相談を開設しますので、ぜひご利用ください。

※申告相談にご来場の際は、医療費領収書の集計や営業・農業・不動産所得の収支内訳書を作成するなど事前準備が必要になります。詳しくはお問い合わせください。

問合先 税務課 ☎ 35-3626



申告相談に必要な持ち物

- 給与・年金の源泉徴収票
- 営業・農業・不動産所得の場合は収支内訳書
- その他所得がわかる書類
- 所得控除の証明書、領収書など
- 印鑑
- 還付となる場合は口座番号などがわかるもの
- 昨年度の申告書控（お持ちの方のみ）

■ 確定申告の相談日

会場	相談日(土・日を除く)
市役所本庁(地下)	2月16日(火)～3月15日(火) ※本庁のみ3月5日(土)と3月12日(土)の午前9時～午後4時も開設します。
丹生川支所	3月 2日(水)～3月 9日(水)
清見支所	2月22日(月)～2月26日(金)
荘川支所	3月 8日(火)～3月14日(月)
一之宮支所	2月18日(木)～2月22日(月)
久々野支所	2月26日(金)～3月 4日(金)
朝日支所	3月 9日(水)～3月14日(月)
高根支所	3月 3日(木)～3月 7日(月)
国府支所	2月16日(火)～2月29日(月)
上宝支所	3月 4日(金)～3月14日(月)

- 時間はいずれも午前8時30分～午後5時15分まで
- 荘川、朝日、高根の3支所では、地区ごとに申告日を設定します。詳細は、町内会などを通じてお知らせします。
- 今回からe-Taxコーナーを設けません。ご利用の方は市民文化会館の会場にあるe-Taxコーナーをご利用ください。

ご注意ください! 市が行う各会場では
次の申告相談をお受けできません

- 青色申告
 - 土地・建物、株式などの譲渡所得
 - 住宅ローン控除(平成27年入居初年分)
 - 肉用牛に関する申告
 - 贈与税、消費税、地方税
- これらの申告は、市民文化会館の申告会場(高山税務署開設)などをご利用ください。

高山税務署からのお知らせ

問合先 高山税務署 ☎ 32-1020

自宅のパソコンで確定申告書作成!

「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成することができます。作成した申告書は、印刷して所轄税務署へ郵送などにより提出できます。また、「e-Tax(電子申告)」を利用して提出することもできます。

詳しくはホームページをご覧ください。

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>
e-Taxホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp/>

平成27年分の申告および納付期限のお知らせ

次の期限までに申告し、金融機関または税務署で納付してください。納付書をお持ちでない方は、確定申告会場や税務署、金融機関に用意してある納付書をご使用ください。

所得税及び復興特別所得税・贈与税……3月15日(火)
消費税及び地方消費税 …………… 3月31日(木)

安心で便利な「振替納税」をぜひご利用ください。

確定申告相談会場を開設します

相談対象 平成27年分所得税及び復興特別所得税
個人事業者の消費税及び地方消費税
贈与税

開設期間 2月16日(火)～3月15日(火) 土・日を除く

開設時間 午前9時～午後5時(受付は午後4時まで)

開設場所 市民文化会館4階大会議室(昭和町1)

※提出のみの方は、高山税務署(名田町3)でも受付しますが、期間中は税務署内では申告書の作成指導を行っていません。

税理士による無料税務相談所を開設します

相談対象 平成26年分の所得金額が300万円以下の方
(消費税の課税事業者は平成25年分の課税売上高が3,000万円以下の方)

開設期間 2月16日(火)～2月18日(木)

受付時間 午前9時～正午/午後1時～3時30分

開設場所 市民文化会館4階中会議室(昭和町1)